

令和 8 年度夜間銃猟安全管理講習会 射撃技能の再確認 開催・募集要項

平成 27 年度から令和 8 年度に環境省が実施した夜間銃猟安全管理講習会を修了している方で、射撃技能の確認において基準に達しなかった受講者のうち、希望者を対象に射撃技能の再確認を行います。

また、令和 5 年度以降に講習を修了し、射撃技能の確認ができた方で、銃種を変更して再度、射撃技能の確認を希望する方も対象とします。

■受講者の要件

認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者、または緊急銃猟に従事する者として市町村等から推薦を受けた者の内、

- ① 平成 27 年度から令和 8 年度に環境省が実施した夜間銃猟安全管理講習会を受講し、安全管理講習及び技能知識講習を修了している方で、射撃技能の確認において基準に達しなかった者。
- ② 令和 5 年度以降に環境省が実施した講習を修了し、射撃技能の確認ができた方で、銃種を変更して再度、射撃技能の確認を希望する者。

■開催日程・場所

会場	射撃場	開催日
北海道	帯広総合射撃場 (北海道河西郡芽室町平和西 1 4 線 2 2)	令和 8 年 10 月 24 日(土)
宮城県	志たかちや総合射撃場 (宮城県登米市東和町米川字松坂 1 4 2-7)	令和 8 年 12 月 15 日(火)
京都府	京北総合射撃場 (京都府京都市右京区京北下町山作り 1-2)	令和 8 年 12 月 23 日(水)
静岡県	富士国際岩本山射撃場 (静岡県富士市岩本 1 6 0 1-2)	令和 9 年 2 月 4 日(木)
群馬県	群馬県安中総合射撃場 (群馬県安中市宿 2 0 0 3 番地)	令和 9 年 2 月 19 日(金)

■参加費用

参加費は無料ですが、使用される実包等は各自ご用意ください。

■時間・内容（予定）

時間	内容
10:00 ～ 10:30	受付
10:30 ～ 10:45	説明・諸連絡
10:45 ～	射撃開始 準備 5 分・射撃（試射を含む）10 分 参加者数に応じて、1 名から 3 名ごとに射撃を行います。 射撃終了次第、流れ解散とします。 ※受講者多数の場合、昼休憩を設ける場合があります。

■実施可能な射撃姿勢について

全ての射撃姿勢（立射・膝射・伏射・肘射）での射撃が可能です。

■申し込み方法

「射撃技能の確認 実施要領（別紙）」をご確認のうえ、「令和 8 年度夜間銃猟安全管理講習会射撃技能の再確認参加申込書」に必要事項をご記入いただき、下記の書類を添付のうえ、電子メールで講習会事務局にお送りください。

●添付書類

- ① 認定鳥獣捕獲等事業者講習会（夜間銃猟安全管理講習）修了証（写し）
- ② 猟銃・空気銃所持許可証（写し）
- ✓ 顔写真のあるページの写し
- ✓ 射撃技能の確認で使用する銃器のページの写し

また、令和 5 年度以降に講習を修了し、射撃技能の確認ができた方で、銃種を変更して再度射撃技能の確認の受講を希望される方は、下記の書類を添付してください。

- ③射撃技能証明書の写し

※認定鳥獣捕獲等事業者は法人ごとにお申し込みください。

※緊急銃猟に従事する捕獲者は市町村等を通してお申し込みください。

【申し込み期間】

会場ごとに、申込期間が異なりますのでご注意ください。

また、受講できるのは1会場のみです。

会場	申込期間
北海道	令和8年10月7日（水）から10月14日（水）
宮城県	令和8年11月27日（金）から12月4日（金）
京都府	令和8年12月3日（木）から12月11日（金）
静岡県	令和9年1月13日（水）から1月22日（金）
群馬県	令和9年1月26日（火）から2月2日（火）

【申し込み先】

夜間銃猟安全管理講習会事務局（担当：湯瀬）

E-mail：yakanjyuryo-kosyu2026@jwrc.or.jp

【講習会事務局連絡先】

一般財団法人自然環境研究センター

E-mail：yakanjyuryo-kosyu2026@jwrc.or.jp

TEL：080-2342-5454（平日10時から17時まで）

なお、申し込みを受け付けた時点で、事務局から申し込み担当者へ連絡いたします。連絡がない場合、何らかの理由で参加申込書が事務局に届いていない可能性がありますので、事務局にお問い合わせください。

■注意事項

- 個人からの申し込みは受け付けません。
- 会場の都合上、申し込み多数の場合は受講者を選定させていただきます。
- 当日、射撃練習をすることはできません。
- 付き添いの方の会場（射撃場）の立ち入りはご遠慮ください。事務局の指示に従わない等、進行を妨害すると判断された場合、受講者共に退場いただく場合があります。
- 不明な点は事務局までお問い合わせください。射撃場に直接問い合わせることはご遠慮ください。

■受講の可否

受講の可否については、事務局から電子メール等でご連絡し、参加案内をお送りします。

■射撃技能の確認の基準

具体的な確認方法は「射撃技能の確認 実施要領（別紙）」をご参照ください。

(別紙)

射撃技能の確認 実施要領

夜間銃猟安全管理講習の受講者のうち、捕獲従事者を対象に、射撃技能を以下の方法により確認します。

(1) 使用する銃種及び実包

射撃技能の確認において使用する銃種(ライフル銃、特定ライフル銃、散弾銃)は問いません。ただし、使用する銃については所持許可証の用途欄に狩猟または有害鳥獣駆除の記載があるものに限り、使用する実包については、射撃場で使用できるものであれば制限はありません。

(2) 標的の大きさ(次頁参照)

中心点を「+」または「×」で示し、中心点から半径 2.5 cm(ライフル銃)、半径 5.0 cm(特定ライフル銃、散弾銃)の範囲を記した標的紙を使用して実施します。

(3) 射撃の方法等

ア) 射撃場において、50mの距離から静的射撃を行います。

イ) 射撃回数は、受講者 1 人につき、5 回以上の射撃とします。

ウ) 本射とは別に 10 回以内の試射を認めます。試射は、照準調整のためのものであるため、本射とは別の標的紙を使用し、本射の対象とはしません。

試射は、本射の前のみ行うことができます。

エ) 時間は 1 人につき、試射を含めて 10 分以内とします。

オ) 実包の装填数：1 回の射撃につき、実包は 1 個のみ装填するものとします。

カ) 受講者は立射、膝射、伏射及び肘射いずれかの射撃姿勢により射撃を実施することとします。

キ) 各姿勢とも依託射撃を行う場合、架台、土のう等を使用することは可能です。銃を完全に固定する方法(例：ベンチレスト等で銃全体を完全に固定する方法)での依託射撃は認めません。銃を安定させるために腕に絡めて使用する負い革については、その使用を認めることとします。

※ 必要な器具については各自ご持参ください。なお、この基準に適合するか不明な場合には、参加票が交付された後に、器具の写真等を添付して講習会事務局連絡先まで電子メール(yakanjyuryo-kosyu2026@jwrc.or.jp)で、お問い合わせください。

(4) 射撃技能の確認の基準

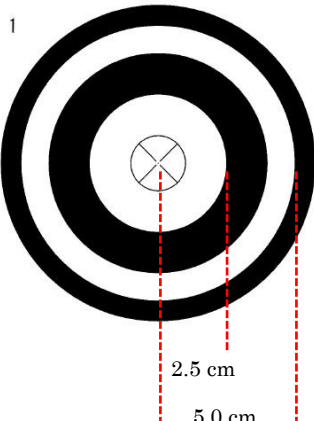
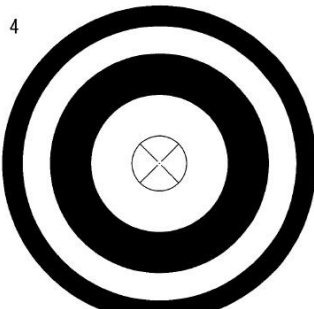
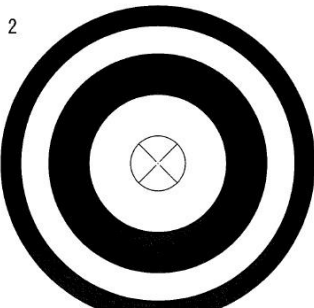
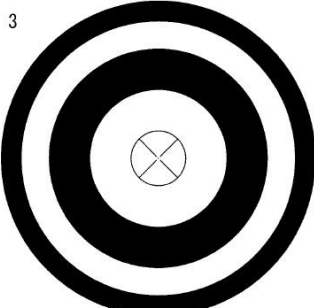
5 回以上の射撃を実施し、

- ①ライフル銃の場合、所定の標的の中心から半径 2.5cm（標的の中心から弾痕の中心までの距離）の範囲に全て命中
- ②特定ライフル銃（ハーフライフル銃）・散弾銃の場合、所定の標的の中心から半径 2.5cm もしくは半径 5.0cm（標的の中心から弾痕の中心までの距離）の範囲に全て命中（半径 2.5cm の範囲に収める射撃技能が確認できた場合は、夜間銃猟では全ての銃種を使用することが可能です。半径 5.0cm の範囲に収める射撃技能が確認できた場合は、夜間銃猟では特定ライフル銃（ハーフライフル銃）・散弾銃を使用することが可能です（ライフル銃は使用不可）。）

したことが確認できること。

射撃技能を確認できた者には「射撃技能証明書」を発行します。

■標的紙について（参考）

1		4	
●ライフル銃・特定ライフル銃・散弾銃 ●立射・膝射・伏射・肘射 ●土のう・架台・パイロット・その他（ ） ●使用する弾の口径（ ） 年 月 日 受講番号 氏名			
2		3	
1. cm (① ② ③) 2. cm (① ② ③) 3. cm (① ② ③) 4. cm (① ② ③) 5. cm (① ② ③)			
5			
